

Q9. 解雇予告義務の適用がない労働者はいますか？

労基法 21 条では、解雇予告義務の適用がない労働者として、

- ① 日々雇入れられる者
- ② 2 か月以内の期間を定めて使用される者
- ③ 季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 試の使用期間中の者

が規定されていますが、①については 1 か月を超えて引き続き使用されるに至った場合、②③については所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合、④については 14 日を超えて引き続き使用されるに至った場合は解雇予告義務の適用があります。

試用期間中であれば解雇予告義務の適用はないと誤解されていますが、試用期間中であっても 14 日を超えて引き続き使用されるに至った場合は、解雇予告するか解雇予告手当を支払わなければなりません。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎